

意見書(案)

令和7年1月 日

佐賀市上下水道事業経営審議会

1 審議会の設置目的（背景）

今日の上下水道事業を取り巻く状況は、人口減少や節水型機器の普及により水道料金・下水道使用料の収入が減少するなか、施設の老朽化による改築及び維持管理のための費用が増大しており、さらに地震や風水害など激甚化する災害への備えも必要となっている。

こうした状況のなか、佐賀市上下水道事業経営審議会（以下、「審議会」という。）は、本市の水道事業、下水道事業及び工業用水道事業の適正かつ合理的な運営、健全な経営を図ることを目的として設置され、令和6年9月25日に「佐賀市水道事業、下水道事業及び工業用水道事業の経営について」「下水道使用料のあり方について」の二つの事項について意見を求められた。

とりわけ、本市の下水道事業においては、昭和47年の事業認可取得後、約50年をかけて下水道施設の整備を行い、平成30年度に計画的整備が概ね完成しており、今後は維持管理の時代へと移行していくが、上述のとおり取り巻く状況は大変厳しさを増してきており、事業経営がひっ迫した状況にある。

事業収入の核となる下水道使用料に関しては、平成22年を最後に、今日まで使用料を改定せずに事業を継続してきており、この間、安全・安心な下水道事業の経営を持続させるため、施設や組織の効率化、費用の削減など、経営改善に取り組まれてきた。

しかし、このままの状況では、令和8年度に当期純損失が生じる見込みであり、さらに2年後の令和10年度には資金が枯渇するものと見込まれていることから、経営基盤を強化するためにも「下水道使用料のあり方」を考えることが急務である。

本審議会においては、令和6年9月から計 回の会議を開催し、意見を求められた二つの事項について意見の交換を行った。本意見書は、特に、下水道事業の財政を支える核となる下水道使用料のあり方について、これまでの会議における意見を取りまとめたものである。

2 上下水道局からの説明内容

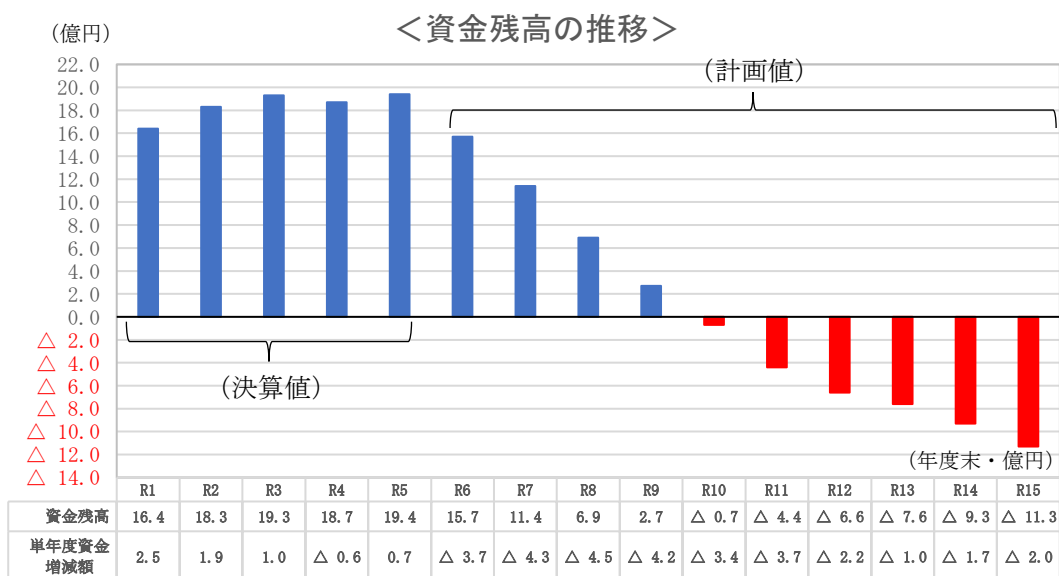
今後の財政状況について、収入面では、下水道使用料収入が人口減や節水機器の普及等により減少し、費用面では、物価高騰による物件費の増加や安全安心のための施設や管路の耐震化・老朽化対策に多額の費用がかかる見込みとなっており、令和8年度には収支が赤字となり、令和10年度には資金が枯渇する見通しとなっている。

これまで取り組んできた経営改善の取り組みを今後も継続するが、財政状況は大変厳しいため、主な収入である下水道使用料のあり方について検討する必要がある。

<財政状況>

(単位：百万円)

	R5 (決算)	R8 (計画)	R10 (計画)	R15 (計画)
収益的収入	7,607	7,896	7,951	7,964
使用料収入	3,452	3,446	3,421	3,338
収益的支出	7,497	7,954	8,009	8,157
経費(動力費・修繕費等)	1,855	1,960	1,963	2,012
支払利息	820	766	735	716
当年度純利益	108	△60	△60	△194
資本的収入	6,262	4,987	4,825	3,247
企業債	2,758	1,942	2,002	1,419
他会計補助金	1,980	1,839	1,666	1,191
国県補助金	1,427	1,111	1,064	546
資本的支出	7,596	6,871	6,605	4,755
建設改良費	3,747	3,059	3,075	2,098
企業債償還金	3,841	3,811	3,529	2,657
資金残高	1,942	685	△65	△1,125



3 審議内容

平成22年の下水道使用料改定以来、値上げなく効率的に事業をやってきたことが窺えるが、人口減少などによる収入の減少や、物価高騰などによる費用の増加により、事業の継続が困難な状況にあることも理解できる。

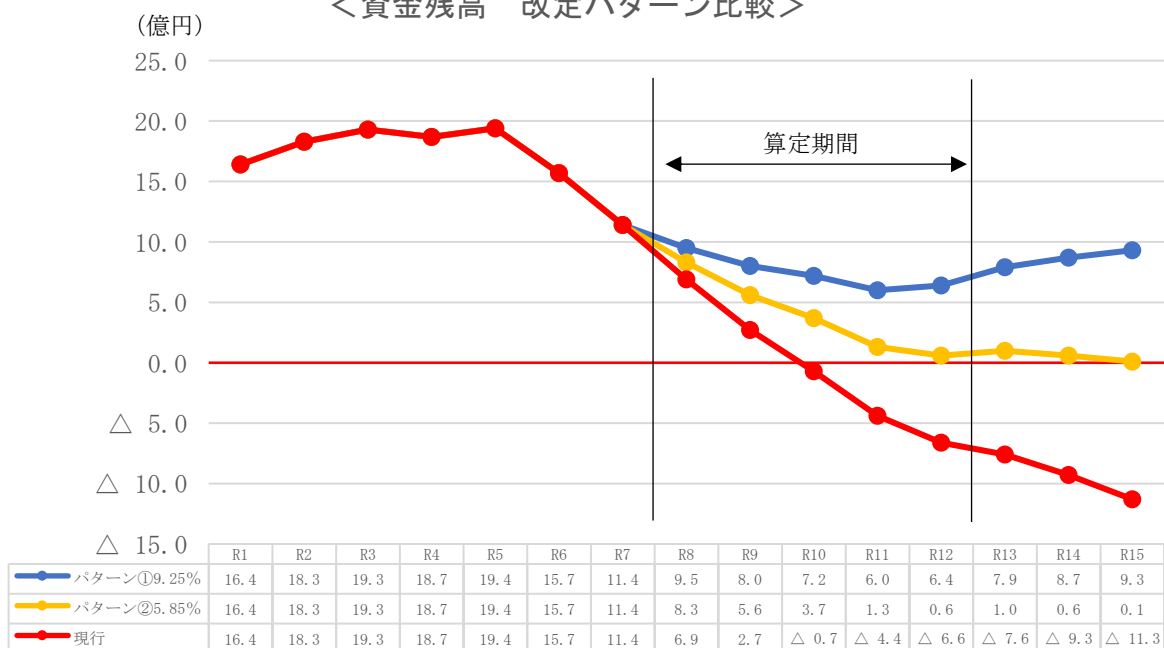
そこで、上下水道局に使用料改定シミュレーション案の提示を依頼し、一定の資金確保ができる案（パターン①）と、一時的な資金枯渇を回避する案（パターン②）の二つが示され、内容について審議した。

<使用料改定シミュレーション>

改定案	改定率	改定の考え方	備考
パターン①	9.25%	一定の資金確保	災害等で2か月間使用料収入（約6億円）がなくても事業継続可能となる最低限の資金を確保
パターン②	5.85%	資金枯渇回避	市民への影響を考慮し、資金残高が枯渇しない最低限の改定

※算定期間は令和8年から令和12年までの5年間とする

<資金残高 改定パターン比較>



＜下水道使用料改定の課題・対策＞

課 題	方向性	対 策
事業継続の安定化を図るためには使用料収入における基本使用料の割合を高める必要がある	基本使用料 割合の増	○基本使用料は据え置く ○基本水量を解消し1 m ³ から従量使用料を新設。ただし、急激な負担増とならない金額とする
基本水量制により、使用水量の少ない単身世帯などに不公平感が生じている	基本水量制 の解消	
ボリュームゾーン（最も使用者が多い水量区分）の収入単価の適正化が必要	適切な 増進度の設定 (累進度)	○低く抑えていた最も使用者が多い水量区分の収入単価を適正な単価に近づける ○下水処理に対する公平な負担を求めるとともに、従量使用料の差額を是正する

【主な意見】

- ・今回示された改定率9.25%は、5.85%と比較した場合は妥当ではあるが、他都市やこれまでの佐賀市の改定率と比較した場合低い。
- ・今回の提示案では将来の大規模な更新に係る費用が確保できないので、総括原価方式で求めた46.78%を目標とし近づけていかないと将来厳しくなるのではないか。
- ・値上げ幅を抑えて後世に負担を回すのは非常によくないが、10年後、20年後を見据えた総括原価方式を考慮する値上げ幅は、経済活動に相当影響を与える。
- ・今後も市民が納得するような内部努力を示す必要がある。
- ・市民に納得していただける説明と広報に努め、周知徹底を図る配慮をお願いしたい。
- ・生活インフラに関する財政措置などの国に対する意見や要望については、しっかり取り組んでもらいたい。

4 審議結果

上下水道局からの提示案は、二案とも市民生活に配慮した低い改定率ではあるが、将来的な施設の大規模更新の費用は確保できない。さらに資金枯渇を一時的に回避する案（パターン②）については、数年後には再び改定が必要になることが見えている。

よって、使用料改定は必要であるが、改定率については、市民への影響を考慮しつつ、今後の人口減少や施設の大規模更新も視野に入れ検討をお願いしたい。

今後も市民の安全安心のため、継続して経営改善に努め、改定に際しては市民に対し丁寧な説明をすることも合わせて意見する。

5 審議経過

	開催日程	議事内容
第1回	令和6年 9月25日	事業概要、決算報告及び財政状況について
第2回	令和6年11月 5日	下水道使用料のあり方について
第3回	令和6年12月 2日	下水道使用料のあり方について
第4回	令和6年12月25日	意見書（案）のとりまとめ
第5回	令和7年 1月 日	意見書提出

6 佐賀市上下水道事業経営審議会委員名簿

(五十音順・敬称略)

	委員	所属・役職等	備考
1	(いけだ あつこ) 池田 敦子	社会福祉法人佐賀市社会福祉協議会 事務局次長兼地域福祉課長	
2	(いのはえ たくろう) 猪八重 拓郎	国立大学法人佐賀大学 理工学部准教授	
3	(ごうろく たけはる) 合六 丈晴	税理士法人諸井会計 公会計部門チーフ	副会長
4	(こが じょうじ) 古賀 醸治	公募委員	
5	(さかい としひこ) 坂井 俊彦	佐賀商工会議所 企業支援部部長	
6	(すみた こうたろう) 角田 幸太郎	国立大学法人佐賀大学 経済学部教授	会長
7	(ふくた ただとし) 福田 忠利	佐賀市自治会協議会 副会長	
8	(みずまち よしお) 水町 良雄	公募委員	
9	(みぞうえ よしお) 溝上 良雄	佐賀県防災士会 代表	
10	(よしむら じゅんこ) 吉村 純子	佐賀市子育てサークル連絡会 会長	